第180回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成28年9月26日(月) 10:00~12:05 県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1)委員

渡邉会長、大枝委員、本間委員、久保委員、 高田委員、川添委員、大森委員、平田委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1)「(仮称) ドラッグコスモス乙金店」に係る新設届出について
- (2)「(仮称) ドラッグコスモス前原北店」に係る新設届出について
- (3)「くすりのコ―エイ大任町店」に係る新設届出について
- (4)「(仮称) サンリブのおがた」に係る新設届出について
- (5)「ホームプラザナフコ宇美店」に係る新設届出について
- (6)「ケーズデンキ飯塚店」に係る新設届出について
- (7)「(仮称) ドラッグコスモス西宮市店」に係る新設届出について
- (8) 「スーパーセンタートライアル那珂川店」に係る新設届出について
- (9)「(仮称) しまむら・バースデイ宇美 ファッションモール、大賀薬局・ファミリーマート宇 美店」に係る新設届出について
- (10)「イオンモール楽ー免税店」に係る新設届出について

4 議事要旨

(1)「(仮称) ドラッグコスモス乙金店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要 及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審 議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(2)「(仮称) ドラッグコスモス前原北店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(3)「くすりのコ—エイ大任町店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(4)「(仮称) サンリブのおがた」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(5)「ホームプラザナフコ宇美店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の 周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から店舗計画地、荷さばき車輌の軌跡について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(6)「ケーズデンキ飯塚店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(7)「(仮称) ドラッグコスモス西宮市店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、 店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から前面道路の幅員、通行車輌の安全対策、荷さばき車輌の軌跡、店舗敷地内の用途等 について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

- (8)「スーパーセンタートライアル那珂川店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。 次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (9)「(仮称) しまむら・バースデイ宇美 ファッションモール、大賀薬局・ファミリーマート宇 美店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環 境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から従業員用等駐車場から発生する騒音についての対策、店舗の配置について質問があ り、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(10)「イオンモール福岡楽一免税店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から騒音予測の方法について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。 次回審議会において引き続き審議を行うこととした。